



2013年7月10日

各 位

会社名 新田ゼラチン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 曾我 憲道  
(コード番号: 4977 東証一部)  
問合せ先 取締役専務執行役員 佐々木 恒雄  
管 理 本 部 長  
電話番号 072 (949) 5381

## 新株式発行及び株式の売出しに関するお知らせ

当社は、平成25年7月10日開催の取締役会において、以下のとおり、新株式発行及び当社株式の売出しを行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

### 【本資金調達目的】

当社グループは、コラーゲン素材事業とフォーミュラソリューション事業をグローバルに展開しております。

コラーゲン素材事業は、食品用、医薬品用、産業資材用など様々な用途に使用されるゼラチン、コラーゲンペプチド、コラーゲンケーシング、コラーゲンなどの製品を原料から一貫製造販売しています。フォーミュラソリューション事業は、食用ゲル化剤や食品品質安定剤などの各種食品用素材、ホットメルト形・にかわ系などの各種接着剤、シーリング材（高機能樹脂）など付加価値の高い製品を製造販売しています。

足元の経営環境をみると、海外市場では、新興国の経済発展と人口増加に伴い当社グループ製品の市場が拡大しております。特に当社グループの事業基盤があるアジア地域では、中国・インドなどの経済成長による所得水準の向上に伴い、食の欧米化・食生活の多様化が急速に進んでいます。この結果、加工食品、健康食品、医薬品市場における当社グループの製品の需要は増加し、販売拡大の機会があると判断しています。一方、日本市場では、市場の成熟化、少子高齢化による食生活や消費構造の変化が進んでいる中で、消費者ニーズの多様化により当社グループ製品の新たな用途や市場創造の機会があると判断しています。

このような経営環境のもと、当社は2018年に創業100年の節目を迎えることから、新たな長期経営ビジョン「創業100年ビジョン」を設定し、これに基づき中期経営計画を策定いたしました。この「創業100年ビジョン」では、「Amaze the World! -世界をあっと驚かせる会社-」をスローガンに、「Win out!! in growing Asian market -成長市場のアジアで勝ち抜く-」を基本戦略として、お客様の期待の一步先を行く、製品・サービスをスピーディーな提供、新製品開発や新市場開拓を実現することにより、収益を拡大し企業価値を高め、永続的に社会貢献することを目指してまいります。なお、中期経営計画につきましては、平成25年5月10日に公表いたしました、「中期経営計画策定のお知らせ」をご参照ください。

中期経営計画における事業セグメント毎の具体的な事業戦略は以下の通りです。

- ① コラーゲン素材事業
  - (1) ゼラチン事業のグローバル競争力強化と供給力増強
  - (2) ペプチド事業のグローバル事業拡大
  - (3) ケーシング事業の拡大
  - (4) ライフサイエンス事業育成
- ② フォーミュラソリューション事業
  - (1) 食品材料事業のフードソリューションによる事業拡大
  - (2) 接着剤事業の高収益事業への転換

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

今回の資金調達は、「創業 100 年ビジョン」に基づいた中期経営計画における具体的な事業戦略の一環として、コラーゲン素材事業のゼラチン、コラーゲンペプチド、コラーゲンケーシングの供給力増強及びフォーミュラソリューション事業の接着剤事業の高収益化のための設備投資資金を確保するとともに、自己資本を拡充することで将来の事業展開並びに成長機会に適時かつ機動的に対応できる財務基盤の確立及び投資余力の拡大を目的としております。

#### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 2,400,000 株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 25 年 7 月 22 日（月）から平成 25 年 7 月 25 日（木）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、SMB C 日興証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 25 年 7 月 29 日（月）から平成 25 年 8 月 1 日（木）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 受渡期日 上記払込期日の翌営業日
- (9) 申込株数単位 100 株
- (10) 申込証拠金 1 株につき発行価格と同一の金額
- (11) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長曾我憲道に一任する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 2. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 360,000株  
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況により減少する場合、又は本売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案し、一般募集の主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が当社株主であるアイビーピー株式会社（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長曾我憲道に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 3. 第三者割当による新株式発行（本第三者割当増資）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 360,000株
- (2) 払 込 金 額 一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 SMBC日興証券株式会社 360,000株
- (5) 申 込 期 日 平成25年8月27日（火）から平成25年8月30日（金）までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の2営業日後の日とする。
- (6) 払 込 期 日 平成25年8月28日（水）から平成25年9月2日（月）までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の3営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長曾我憲道に一任する。
- (9) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況を勘案し、360,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社は、SMB C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）を行使期限として付与します。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日からグリーンシュエーションの行使期限までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMB C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引により買付けた株式数及び安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合における当該株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社はグリーンシュエーションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が平成25年7月22日（月）の場合、「平成25年7月25日（木）から平成25年8月23日（金）までの間」
- ② 発行価格等決定日が平成25年7月23日（火）の場合、「平成25年7月26日（金）から平成25年8月23日（金）までの間」
- ③ 発行価格等決定日が平成25年7月24日（水）の場合、「平成25年7月27日（土）から平成25年8月23日（金）までの間」
- ④ 発行価格等決定日が平成25年7月25日（木）の場合、「平成25年7月30日（火）から平成25年8月28日（水）までの間」

となります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	15,770,074株	(平成25年6月30日現在)
一般募集による増加株式数	2,400,000株	
一般募集後の発行済株式総数	18,170,074株	
本第三者割当増資による増加株式数	360,000株	(注)
本第三者割当増資後の発行済株式総数	18,530,074株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の割当株式数の全株式に対しSMB C日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

## 3. 調達資金の使途

### (1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集の手取概算額 2,922,631,000 円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本第三者割当増資の手取概算額上限 439,248,400 円と合わせて、手取概算額合計上限 3,361,879,400 円について、1,402,000,000 円を平成 25 年 4 月から平成 27 年 3 月までの間に当社大阪工場の設備投資資金（ゼラチン生産設備に 552,000,000 円、接着剤事務所及び実験室新設等に 850,000,000 円）に充当し、1,797,753,000 円を平成 27 年 3 月までに当社連結子会社への投融資資金に充当し、残額が生じた場合は平成 26 年 3 月までに短期借入金の返済資金に充当する予定であります。

投融資先の資金使途については、1,347,753,000 円を平成 26 年 3 月までにニッタゼラチンユーエスエー Inc. のコラーゲンペプチド生産設備に、450,000,000 円を平成 27 年 3 月までにニッタケーシングズ Inc. のコラーゲンケーシング生産設備に充当する予定であります。

手取金は、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

なお、当社及び当社連結子会社の設備投資計画については、平成 25 年 7 月 10 日現在（ただし、投資予定金額における既支払額は、平成 25 年 5 月 31 日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備 の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の増 加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 大阪工場	大阪府 八尾市	コラーゲン 素材事業	ゼラチン 生産設備	552,000	—	増資資金	平成25年 4月	平成27年 3月	生産維持 及び 品質向上
		フォーミュラ ソリューション事業	接着剤事務 所、実験室 新設及び生 産設備更新	850,000	—	増資資金	平成25年 8月	平成27年 3月	—
ニッタ ゼラチン ユーエス エーInc. ノースカ ロライナ工場	米国ノース カロライナ 州	コラーゲン 素材事業	コラーゲン ペプチド生 産設備	1,540,000	192,247	増資資 金、自己 資金及び 借入金	平成24年 9月	平成26年 3月	生産量 1,000t/年
ニッタケー シングズ Inc. ニュー ジャージー 工場	米国ニュー ジャージー 州	コラーゲン 素材事業	コラーゲン ケーシング 生産設備	470,000	20,000	増資資金	平成25年 4月	平成27年 3月	生産性 及び 品質向上

(注) 金額には消費税等は含まれておりません。

### (2) 前回調達資金の使途の変更

変更はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

### (3) 業績に与える影響

今回の一般募集及び本第三者割当増資は、当社グループの中長期的な収益性の向上並びに財務基盤の改善に資するものと考えております。

## 4. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

また、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会を決定機関とし、毎事業年度において2回の配当を行うことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術・製品開発体制を強化し、さらには、グローバル戦略の展開を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

当社は、会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。

### (2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

### (3) 内部留保資金の用途

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

### (4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
1株当たり連結当期純利益	80.19円	99.87円	99.30円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	普通株式 7.50円 (3.75円) A種優先株式 22.56円 (22.56円)	普通株式 10.00円 (2.00円)	普通株式 14.00円 (6.00円)
実績連結配当性向	4.7%	10.0%	14.1%
自己資本連結当期純利益率	17.4%	19.4%	17.5%
連結純資産配当率	0.9%	2.1%	2.5%

(注) 1 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。

2 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を、自己資本（連結純資産額合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。

3 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

## 5. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成23年12月19日	有償一般募集 1,286,212千円	1,518,106千円	1,320,848千円
平成24年1月18日	有償第三者割当 118,030千円	1,577,121千円	1,379,863千円

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	－円	462円	506円	1,231円
高 値	－円	535円	1,387円	1,820円
安 値	－円	405円	483円	1,007円
終 値	－円	508円	1,287円	1,359円
株価収益率	－倍	5.09倍	12.96倍	－倍

- (注) 1 当社株式は、平成23年12月20日をもって株式会社東京証券取引所第二部に上場致しましたので、それ以前の株価及び株価収益率について該当事項はありません。
- 2 平成26年3月期の株価等については、平成25年7月9日（火）現在で記載しております。
- 3 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成26年3月期については未確定のため記載しておりません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等  
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主であるアイビーピー株式会社は、SMBC日興証券株式会社（以下「主幹事会社」という。）に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、原則として当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

また、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストックオプション等に関わる発行若しくは交付を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、SMBC日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はそのロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。